

令和 7 年度吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務仕様書

1 利用団体

- (1) 吹田市高齢クラブ連合会
- (2) 吹田市高齢クラブ連合会に加盟する吹田市単位高齢クラブ
- (3) 社会福祉法第 109 条に基づく社会福祉協議会
- (4) その他市長が適当と認める団体

2 運行車両

- (1) 原則として自社の大型観光バスとし、乗車定員 55 人以上（正シート 49 席以上）の車両とすること
- (2) Blu-ray 又は DVD を車内で視聴できること
- (3) できる限り新型車両を配車すること
- (4) 安全を確保するため「旅客自動車運送事業運輸規則」をはじめとする各種規則等についても遵守したうえで業務にあたること。

ただし、(1) (2) (3) について、突発的なバスの故障等やむを得ない理由により配車することができなくなった場合、吹田市(以下「甲」という。)と受託業者(以下「乙」という。)との協議により変更することができる。

3 運行期間、運行日

(1) 運行期間

令和 7 年 5 月 8 日～令和 8 年 3 月 31 日

(2) 運行日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除いた月曜日から金曜日の市の指定する日

4 配車予定台数

1 日当りの配車台数は、5 月、6 月、9 月、10 月及び 11 月は原則 1 台以内とし、その他の月は 2 台以内(協議により 1 日 3 台以上とする場合あり)とする。これらの利用に伴う 1 年間の配車台数の上限は、216 台とする。

5 運行時間及び運行距離

(1) 運行時間

原則として運行時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、出発及び帰着の場所、時間は甲の指示によるものとする。

(2) 運行距離

1 日の運行距離は、配車地から降車地までの全行程で上限おおむね 240km 以内

とし、目的を達成し帰着できる距離とする。（回送距離により変更する場合あり）

6 バスガイド

バスガイドを 1 名添乗させること。なお、利用団体の希望を確認のうえ、希望があればバスガイドは目的地までの誘導等を行うこと。

7 費用負担

- (1) 運転手、ガイド及び燃料、オイル等運行に要する全ての経費は、バス借上料として甲が負担するものとする。
- (2) 有料道路の通行料金、駐車料金などバス借上料以外の費用については、甲が乙に通知した利用団体が負担するものとする。

8 損害及び傷病の処理

- (1) バス運行中に乗客又は第三者に損害を与えた場合、乙は、乙の責任において処理するとともに、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。
- (2) バス運行中に乗客の中で傷病等が発生した場合、乙は直ちに適切な処置をするとともに、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

9 その他

- (1) 乙は、甲が提出を指示した書類等については、滞りなく甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、毎月終了後、輸送実績報告(利用日・団体名・行き先・乗車人数等)を甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、利用団体から、社会見学等に必要な行程作成、食事・施設の予約等について、相談・依頼があれば応じること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。